



十一月号
發行所 日本仏教会
東京都中央区築地
三ノ木(本願寺内)
電話(03)564-0303
振替東京三三六〇〇
發行人 栗本俊道
編集者 吉井浄仙
印刷所 榮昌堂

仏教徒会議開催に寄せて

先般の伊勢湾台風の被害は実に目を覆わしめる惨状であり日を追うてその被害は増大の一路を辿っています。この時ある被災地を某代議士が視察にくるので、その地区警察署からその通知をうけた。被害者はつぶやくように「その車で食糧を送ってくれたならほんとうに助かるのだが」と実に胸をしめつけられるような発言をして言語に絶するその渴飢の状況を血涙を以つて訴えておりますが、今日我國の現状より見て物質的飢渴もさること乍ら精神的飢渴も亦如何に重大な事であるかは識者の等しく認めらるゝ所と思われまふ。この時にあたり本大会がかゝる精神的飢渴に應える事が出来得るよう祈つて止まないものであります。

去る九月初旬アイゼンハウワート大統領がヨーロッパに飛び世界平和と人類の福祉につき欧州各国の指導者と協議をした。この時米国民の中には米大統領の權威のためにも軽々しく外国へ出かけるべきでないとの強い批判が一部から起つた。その時アイゼンハウワート大統領は米國を出発するにあたり大凡次のような意味の声明を発表してその批判に応えたのである。即ち「米國大統領の權威より全人類の幸福のために立上らなければならぬ」とこの人類愛に徹した彼の信念と行爲とが今や世界を「雪解け期」に導き人類に平和への希望を抱かせています。思うに今次大会に出席される方々は殆んど仏教的にも亦社会的にも知名士が多くその盛會と成果とが予想されますが出席の各位がその地位、身分を超越してひたすらに仏陀の教を奉ずる一求道者として謙虚に仏教の現代に於ける使命を語り合ひそして力強く立ち上る事を希つております。大悲、大智を根底として深い人類愛のもとに仏教徒がその力を結集した時こそ大統領ならずとも全人類に対し新しい希望の光を与へ精神的飢渴に対して糧を与へ得るものと確信する

ものです。ここに新しいスタイルの仏教の理念が創造され信仰の威力を浸透せしめる事が可能である事は疑いないと考へます。

在インドネシア日本人戦争犠牲者の慰靈遺骨歸還について

木村 義 祐

一、日本人の墓地を廻りて
私は全日本仏教会から派遣された本年五月廿二日インドネシア国スマランにおいて挙行されたウエサカ仏教祭に参列のため訪伊した。以下インドネシア訪問中に在インドネシア日本人戦争犠牲者の遺骨送還及び慰靈について報告します。
日本人墓地は戦前は邦人も二万人からの人がおりに各地において活潑に商業に事業に各々従事していた。中には大いなる希望を抱きて入国せし病に倒れ亦中途で挫折したものも多くあり皆ジャカルタ市内に点在する数多くの墓地に埋葬されている。日本式の立派なものもあり、オランダ式の墓もあり旧きものは明治三十七、八年頃よりのものもある。タンブラン墓地は通称公園地と言つたところであるが、この中にも三間に四間位の日本人納骨堂があるが、今はすっかり荒れ果てて生者必滅の感がある。タナバン墓地は一名旧ポルトガル墓地と言ひ広大なる墓地にはポルトガル、オランダ人の墓に混じつて随分多くの日本人の墓石もあつたが相当荒れていた。マンガダア墓地の邦人墓地の荒れ方は特にひどかつたようである。タンジョンプリオク墓地は一層ひどく荒れ墓石は倒れて踏石となり惨状甚しくどこが墓地か判別の出来

かねる状態である。これは政府や在留邦人の手で何とかしてほしいと同行の大使館員、商社関係の方々にお願ひしておいた。それにひきかえキリスト教徒の墓地は可成りよく清掃されているのが目についた。日本人の墓地がこの様に荒れ果てては実際日本人の道義心も疑われ日本仏教徒の恥でもあり同朋としてヒューマニテイに關する重大なる問題ではないかと考へる。
ジャカルタ郊外二〇キロの地点にある「イ国」独立無名戦士の墓に花輪を一對捧げて誦経し受付に記帖したが、おそらくこれは日本人として戦後初めての仏教徒であるうとまことに忘れ難いことである。
一、戦争犠牲者慰靈祭について
戦争犠牲者才一号の処刑は昭和廿一年十二月七日との事である。毎朝八時頃より十五分すぎ位に尊い犠牲となられたとのことである。最後に処刑されたのは昭和廿四年十二月十二日であるとのこと。現在ジャカルタ市内グロドツクス刑務所に埋葬されている遺骨は七十柱である。私の「渡イ」後の才一回慰靈祭は昭和廿四年五月廿四日午前十時より行われ、大使館より平野領事初め西村氏を中心とする二十数名が参列された。才二回目は六月四日午前十時に執行

ベナンより台風見舞電報

今般わが国中部を襲つた史上最大と云われる伊勢湾台風(才十五号台風)は、名古屋、三重、愛知、岐阜などの各県に多大の被害を与へたが、この程マレー半島ベナン仏教会より次のような見舞電報が全日仏あてに寄せられ一同を感激させている。
我々はこの程日本全域を襲つた台風による多数の被災者に対し茲に謹んで衷心より同情と哀れみを申し上げます。
尚本見舞文要旨は直ちに前記被害各県仏教会などへ伝達された。

印度蔵相来日

印度国大蔵大臣モルアルジ・R・デサイ閣下は日本政府の招きに応じて去る十月十七日夕刻空路来日した。同閣下は仏教にも深い関心を持つてをり東京滞在中に浅草の浅草寺、築地本願寺、護国寺などを参拝することになつてゐる。

神宮特別立法化で答申

— 宗教法人法専門委開かる —

全仏では去る十月五日築地本願寺にて宗教法人法問題専門委員会を開催した。阿部委員長より開会の挨拶があり、次いで佐瀬総務局長より前回の決議に基づく事務報告が行われたのち、伊勢神宮を現行宗教法人法の適用外に扱おうという特別立法措置について協議が行われた。そして本委員会の協議研究の結果を全仏加盟の各団体に詳細に報告し、その可否を問うこととなった。

(答 申)

昭和卅四年十月五日

宗教法人法問題専門委員会

委員長 阿 部 竜 伝

財団法人全日本仏教会

理事長 太田淳昭殿

伊勢神宮を現行宗教法人法の適用外に扱おうという特別立法措置について協議研究を進めた結果次の結論に達した。

記

神宮当局を始め神宮関係者の間に於て神宮制度改正要綱等を発表し、この問題を強力に進めようという運動が行われているが、憲法及び宗教法人法の立法の精神にかんがみ、神宮のみを敢えて宗教法人法の適用外に置くことの必要を認めず、現行のままによるという結論に達した。

(1) 神宮といえども宗教法人法才二条にいう三つの条件を備えて認証をうけ、現に宗教団体であることに間違いはない。

(2) 神宮当局及び神宮関係者は、国家施設たる神宮は宗教団体として三つの条件を備えていない非宗教である、と力説しているが我々は納得できない。

(3) 神宮における儀式行事は、所謂神式によるもので、明らかに宗

教的行事であり、不特定多数の衆庶礼拝の対象であることは事

政治活動問題等を協議

社会・平和委
政治・経済委

合同会議で

去る九月十六日午後二時より東京築地本願寺特別室において、全仏社会、平和委員会と政治・経済委員会の合同会議が開かれた。

会議は先ず山本社会、平和委員会委員長が座長となつて進められ中濃教員委員より提案の「伊勢神宮特別立法化の問題」をとりあげた。同委員は次の如くこの問題について仏教者として、はつきりした態度を明らかにすべきことを説いた。今度の神宮制度改正要綱は伊勢の正殿、境内等を国有財産とし、皇室と関係深い伊勢への天皇参拝を国事とすることを骨子にしたもので、このような動きは、やがて神道を他宗教の上位におき、神道を中心とした日本の諸宗教の体系化への危険を含むものである。これは信教の自由を侵害する道へつながるもので、仏教者としても黙視すべきではないので、全仏としてとりあげて欲しい。

これについて佐瀬総務局長は全仏でも黙過しているわけがなく、宗教法人法問題専門委員会を設けて研究を始めていることを答へ、折から出席していた同専門委員会の阿部電伝委員長も委員会の内容を説明しこの結果、中濃委員も提案について右専門委員会に付託することに賛成し、その際委員だけに限らず広く意見を徴することを希望した。

ここで、座長が松本政治・経済委員会委員長にかわり、仏教政治同盟の問題がとりあげられた。松本委員長は同委員会経過の報告があつて、既に過去数回の政・経定例委員会検討が加えられてきた草案について狩野委員が朗読説明の後協議に入ったが、主として同盟と全仏の関係また政・経委との関係について、これを明確にするための質疑、意見等が出された。その結果大要次の如く確認され

※二頁より

精神を教育面に入れて行こうと云うことで通過した次である。いづれにしても本案は国際的にデリケートな問題を惹起しやういので慎重に研究し、仏教徒の立場から世界恒久平和の実現を機会あるごとに強く内外に訴へることが、我々仏徒として成すべき責務であらうと思はれる。

(3) 日仏仏教の交流を円滑にしたい本案に対しては国内には釈尊正法会が対しては全日仏は一切ノータッチの現状にあるが、若し正法会が困窮した場合には、要請に応じて友好的にサポートすると云うた。

(1) 政経委員会としては、現在の仏教界における政治的無関心の状態が打開される必要を痛感し、そのための運動が展開されるべきと考へる。

(2) そのような運動の主体としては日本仏教政治同盟の如き(既に検討されてきた案)が適切であり、これは(イ)政治問題の研究、啓蒙、協議を行い(ロ)政治結社を前提としての任意団体であり(ハ)特定人物の選挙母体でなく(ニ)運動活動はすべて全一仏教的とするような性格のものたるべきこと。

(3) この同盟は全仏と組織的に一体のものではなく別置されるべきである。しかし、全仏はこれを好まじき団体として政・経委で検討の結論を受け入れられることを望む。従つて全仏役員はすべてこれに参画し、或いは推進力として働くような態勢になつて欲しい。

以上の如く確認されたが、本件は才七回大会へ提案され協議されることになつた。

この委員会は栗本組織局長の挨拶があつて午後五時散会した。

ことであつたが、本問題については何らの働きかけがなければ進展はしてない。然し従来通りビルマ仏教会とは一層友好的雰囲気の中に交流をつづけ全仏としても現に留学僧派遣の世話もしている。

(4) 中華人民共和国仏教人の訪日を促進したい。本件については一応無期延期の形になつてはいるが、本年九月下旬石橋漢山元首相の訪中に際し、中国仏教協会へ全日仏会長名で祝辞をおくり其中で不日中国仏教徒招聘を表明したが、本件に関しては早い機会に両国の仏教交流を実現したいと努力している。

(5) 南方仏教二十五年を協賛し仏教興隆運動を全国的に展開しよう本件は本年三月廿七日より四月十日に亘る期間東京を中心として全国的に釈尊二千五百年記念大祝典が挙行され、東南アジアの各界より七十有余名の仏教徒を招待し南北両仏教徒の交流を益々深めると共にわが経済界実業界の振興に大なる寄与を成した。また国内には各宗各府県仏など仏教に全面的に協賛し一般的な仏教の各種書籍パンフレットなどを発行し、全国的に配布、仏教リヴイヴアル運動に資するところ大であつた。

その他国際仏教親善運動として来日仏教徒の接待各国へ仏像、書籍等の贈呈、インドネシアにおける旧日本軍将士遺骨の内海送還についての努力、日本僧侶の渡航についての便宜供与、中国学生に新聞社への協力各宗の外国語堪能者リストの作成など積極的に活動を展開した。

なおインドネシア仏教会主催のウエーサカ祭へは本年五月木村義祐氏を派遣した。

英文仏教百科辞典編纂については、その完成を目途として強力に推進すべく努力中である。

セイロン(舎利弗)連聖骨堂建設協力金として百三十万円を送金するなど仏教による国際交流は一年一年増進されつゝある。

墓地通牒の問題点

本年九月一日附自治庁行政局長より発せられた「社寺等宗教団体の使用に供している地方公共団体有財産の取扱について」(以下才二次通達と云ふ)の主旨は此処数年來特に問題となつていた地方自治体名義財産の旧境内地、特に墓地に就いての措置を指示して居るのであり、これで墓地問題も新しい段階に立到つた訳である。通達の主眼とする所は結局昭和二十二年内務、文部次官通牒(以下才一次通牒と云ふ)の完全な実施に外ならないので、基本的には該通牒の再度発行と云つた内容のものである。但し才一次通牒と異なる点は性格において、内務省が存在して居つた当時と現在とは中央官庁の地方自治団体に及ぼす権限が著しく趣を異にして居り、内務省時代の如く地方に対して命令を以て行政措置を撰らしめると云ふ事はなく、専ら行政指導の面で自治庁より地方自治体に問題の措置につき方向を示して居るに止まると云つた点である。従つて措置の主体は地方自治体にある訳で、此の行政指導の線に副つて措置を行う意図を自治体自身が持つか否かは中央官庁と雖も強制し得ないのである。自治体の意図は与論に依り築かれる以外あり得ない。措置の能不能は受入側の地方所在寺院が此の問題について措置推進の関心と熱意を持つか否かにかつて居ると云ふ事になる。自治体の直接担当面からする措置は多くの場合望めない。此の様な事務自体通常のそれとは関連が少なく、且又副次的な面倒な問題の予測される

向きでは尚更のことである。寺院側が熱意を以てこれを能動的に推進しない限り才一次通牒の様不首尾に終る公算が極めて大きいと見るべきである。墓地の性格上、その帰属の何れにあろうとさして問題とするに足りないと言ふ意見がある。従来世相と将来のそれが永遠に不変であればその通りであると言へそうである。然し此の様な寺院の一般的な消極性と不徹底さが後日に問題を残した例は少なくない。可能な時機にこれを失せず処理して置く事は唯此の問題に限らず肝要なことである事を忘れてたくないものである。宗団若しくは地区仏教会等に於いて積極的此の種寺院の利益擁護の問題も周知の労を取り、過去数年の年月と少なからざる物質的犠牲の上にもたらされた成果とも云うべき今次の通達を無意味にらしめないでほしいものである。

一、この通達の法的根拠
社寺等に無償で貸付けてある国有財産の処分に関する法律「昭和十四年四月八日法律才七十八号、昭和二十二年四月十二日法律才五十三号改正」(以下法律才五十三号と云ふ)は国有の旧境内地を沿革に基き社寺に対して還付する事を定めた法律である。これと同時に同様な形式で市町村有に帰して居る旧境内地は国有財産の処分における、法律才五十三号に準じて還付する様と云ふ才一次通牒で地方長官宛指示して居る。特記したい事は「新憲法施行に際し、本法施行によつて単にこれ等の土地について社寺に与えられていた無償使用の

権利をも取り上げてしまふことは、その土地が元來社寺のものであつたという前記の沿革等からいって、いわば財産権の没収であり、衡平の原則に反するのみならず、財産権を保障する憲法の精神にも反する結果となる云々」(大蔵省編社寺境内地処分誌一八一頁)と本問題論議の経過の中に当局の見解が示され新憲法公布に伴う政教分離の原則の上からもたらされる矛盾の解決を求めると云う企図の上に取りられた措置である点である。以上新憲法施行上の要請に基く法律才五十三号が本通達の法的根拠である。

二、措置推進の才一段階
先づ考えられる事は市町村に対して接渉を持つ主体となる寺院の態勢の整備である。今迄の調査に依ると寺院にして境内地統の墓地が公簿台帳の上で何処に帰属して居るかを知らないと言ふ実態が少なくない。因習や慣例でなく實際どの様に登記されて居るかを知らぬ事が手始めである。然してその整理の上で、市町村有である事実が存する場合、どの様な経過により市町村有になつたかも調査する必要がある。種々の経過の内大別して(イ)明治四年上知処分による、(ロ)明治六年地租改正による、(ハ)明治八年地租処分規則による、(ニ)前条の各号により明治二十三年地方自治法発布当時市町村に編入せられた事が主な原因となつている場合が多い。

三、通達の対象となる場合の限界
前述の如く才二次通達は内容に於いて才一次通牒と全く同一であるので、その限界は才二次通達別紙二の記載により知る事が出来る。則ち旧幕時代寺に属して居り明治維新の際何等かの処置に依り

市町村に帰属したもの、又は私人或は民間団体よりの寄附又は寄附金で購つたもの、国、地方公共団体より財政的負担を生ぜしめる事なく寄附せられたものに就いては無償譲与、国又は地方公共団体に財政的負担を生ぜしめるもの、現任在無償で貸付られて居るものに就いては時価の半額と云つた点が示されてある。何れの場合もそれぞれ挙証が必要になる訳である。之がいわゆる才二次通達本文後段の「特別な沿革及び特殊の事情のある墓地」と云う表現の内容に含まれる。

四、譲与又は寄附申請にいたる迄必要な手続
市町村にはそれぞれ管理財産の処分についての条例、規則があり、その上での手続を経る事なしに措置せられる事は考えられぬ。従つて議会の議決又は首長の専決に依る手続を経る事になる。此の辺が前に述べた寺院の熱意ある態勢の望まれる所である。中央官庁は此の措置について二度に亘つて懲慥して来ている。由つて来る由因は此の措置が「憲法上の要請即ち(一)政教分離に依つて生ずる現在の形態の矛盾解決(二)沿革的に存在する財産権の保障」にある事を市町村当事者に説得するのには各寺院の責務でなければならぬ。

尚才一次通牒には措置の対象の妥当性の審査を行う諮問機関の設置につき定めてある。この設置も市町村が考慮すべき事項であるが、手を束ねて待つ迄もなく寺院側よりその設置方につき推進の方法を講ずべきである。

五、申請の期間
才一次通牒に就いては期間が明示せられてある。而し才二次通達はこの期間内に「通達の周知徹底方を欠いた等のやむを得ない事情のあるものにかぎり、特別の措置」を講じたものである。これは市町村等の所要手続を考慮に置いて

の故と考えられる。従つて市町村当局が告示等により寺院に周知せしめた時より一年と考えるのが一応妥当と思われ。

六、申請の様式
別に才一次通達にも書式その他申請様式は示されていないが、国有財産境内地の譲与の先例があるので之れを準用するとすれば問題はない。

以上通達の実施に当り考えられる事を抽出して記して見たが最も重要な事は地方所在の寺院の確りした対策である。要すれば適当な機関を地区仏教会に設置される事が望ましい。

全仏内にある墓地問題特別委員会
は此の様な機構に対して要望があれば何時でも相談に応じたいと思つて居る。

(墓地委副委員長 三浦誠之記)

全日仏婦京都大会
10月22日 東本願寺で
全日本仏教婦人連盟では、二十三日からの全日仏大会に先立ち、二十一日午前十時より京都東本願寺講堂で才五回全国大会を開くことになつてゐる。なお参加者は午後三時平安神宮で時代祭を觀賞の後、午後五時三十分より親睦会を開く。

第二回全日本仏青会議
10月25日 だん王法林寺で
才二回全日本仏青会議準備委員会は、折からの全日仏大会参加者をも含めて十月二十五日京都だん王法林寺において約百名の参加者をえて仏青会議を開く。当日は午前十時開会式、十時三十分論大会、十一時より街頭募金(水害救援)午後二時より五時三十分まで次の四分科会で研究討議を行う。

- ① 仏青問題 (深田英雄講師)
 - ② 教化活動問題 (信松原良文講師)
 - ③ 社会問題 (赤松寛正講師)
 - ④ 個人問題 (高原寛正講師)
- 他に講師として大谷光紹新門大谷賢雄議員が予定されている。